

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol.21

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、2つの会社に勤務した場合の健康保険、厚生年金についてです。



従業員

Q 1

私は今、短時間勤務で2つの会社に勤務しています。1つの会社では令和4年10月から健康保険、厚生年金の被保険者となっています。今回、令和6年10月から三回目の社会保険適用拡大に伴いもう1つの会社（従業員51人以上）においても健康保険、厚生年金被保険者となるようです。この場合、私は両方の会社の健康保険、厚生年金に加入しなければなりませんか？

A 1



城間先生

短時間労働者で週の所定労働時間が20時間以上、雇用期間が2か月を超えることが見込まれること、賃金の月額が8万800円以上であること等加入基準を満たすことで健康保険、厚生年金の被保険者とする（社会保険適用拡大）としています。

あなたの場合、どちらの会社においても健康保険、厚生年金の被保険者に該当しているものと考えられ、両方の健康保険、厚生年金に加入しなければなりません。

この場合、2以上勤務の被保険者となり、どちらか一方を主たる事業所として届け出をしなければなりません（健保則37条）。この場合、「健康保険・厚生年金被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を、事業所を管轄する年金事務所に提出します。

なお、健康保険者証は選択した事業所の保険証を使用することとなり、1枚となります。

Q 2

この場合の保険料の計算はどうするのでしょうか？

A 2

保険料額の算出の基礎となる標準報酬月額については、各事業所で算定した報酬月額の合算額をその報酬月額として、標準報酬月額を算出（健保法42条1項4号）し、事業所ごとに按分した保険料を被保険者と事業主で折半して負担することとなります。

例

A = 甲事業所における報酬月額 B = 乙事業所における報酬月額 C = 保険料

$$\text{甲事業所被保険者の負担する額} = \frac{A}{A+B} \times \frac{C}{2} \quad \text{乙事業所被保険者の負担する額} = \frac{B}{A+B} \times \frac{C}{2}$$

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで!

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月：10日（金）・17日（金）・24日（金）・31日（金）

6月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金）

毎週金曜日
各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

